



長野県(環境部)プレスリリース 平成 23 年(2011 年)5 月 24 日

国に対して「放射性物質を含む下水汚泥等の 取扱いに関する緊急要望」を行いました

本日 5 月 24 日(火) 長野県知事名で国に対して、「放射性物質を含む下水汚泥等の取扱いに関する緊急要望」を行いました。

1 緊急要望概要(詳細は別紙のとおり)

- (1) 放射性物質を含む下水汚泥、焼却灰及び溶融スラグの具体的な処理方法を示すこと。
- (2) 東京電力(株)又は国の責任において放射性物質を含む下水汚泥等の処分先を確保すること。
- (3) 上記処理に伴う財政的負担については、全面的に東京電力(株)又は国が負担することを明確にすること。

2 緊急要望先

- (1) 経済産業省、国土交通省及び環境省
- (2) 県関係国会議員

環境部生活排水課流域下水道係

(課長)横浜寿一 (担当)西尾文雄

電話：026-235-7320(直通)

026-232-0111(代表)内線 3383

FAX：026-235-7399

E-mail：seikatsuhaisui@pref.nagano.lg.jp

要 望 書

経済産業大臣 海江田 万里 様

国土交通大臣 大畠 章宏 様

環境大臣 松本 龍 様

放射性物質を含む下水汚泥等の取扱いに関する緊急要望

平成 23 年 5 月 24 日

長野県知事 阿 部 守 一

このたびの東京電力福島第一原子力発電所の事故は、全国的にもまた本県にも大きな影響を与えています。

長野県においては、独自調査の結果、千曲川流域下水道下流及び上流処理区終末処理場の焼却灰から最大で 3,940 ベクレル/kg の放射性セシウムが検出され、従前からの処分委託先であるセメント製造会社から受け入れを拒否されています。また、放射能濃度が判明していない市町村の下水道汚泥等についても同様に、セメント製造各社から受け入れを拒否されています。

国におかれては、福島県内における下水汚泥等から高濃度の放射性物質が検出されたことから、原子力災害対策本部が平成 23 年 5 月 12 日に「福島県内の下水処理副産物の当面の取扱いに関する考え方」を示していますが、これを踏まえた具体的かつ現実的な下水汚泥、焼却灰及び溶融スラグの処分方法が示されていません。

これにより、県が管理する流域下水道の一部及び市町村が管理する公共下水道終末処理場の一部では、日々発生し続ける下水汚泥や焼却灰を敷地内に保管せざるを得ず、今後の下水汚泥等の処分に大きな不安を禁じ得ない状況となっています。下水汚泥等の適切な処理は、処理施設の円滑な維持管理上、ひいては県民の生活環境の保全上、大変重要であることから、次の事項について早急に対応されるよう、緊急に要望いたします。

記

- 1 放射性物質を含む下水汚泥、焼却灰及び溶融スラグの具体的な処理方法を示すこと。
- 2 東京電力（株）又は国の責任において放射性物質を含む下水汚泥等の処分先を確保すること。
- 3 上記処理に伴う財政的負担については、全面的に東京電力（株）又は国が負担することを明確にすること。